

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

人と自然が共生する佐渡島の暮らしと産業を支えるみなとづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県及び新潟県佐渡市

3 地域再生計画の区域

新潟県佐渡市の区域の一部（両津港、小木港、水津漁港、姫津漁港、稲鯨漁港、小木漁港、白瀬漁港、羽吉漁港、赤泊漁港、片辺漁港、相川漁港、和木漁港及び浦川漁港）

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

佐渡島は周囲約 280km の海岸線を有する日本海側最大の離島である。平成 16 年に島内すべての市町村が合併し佐渡市となり、平成 29 年には有人国境離島法において、継続的な居住が可能となる環境の整備が必要であるとして特定有人国境離島地域の指定を受けている。また、佐渡小木海岸（天然記念物及び名勝）や、佐渡海府海岸（名勝）など変化に富んだ海岸地形は、日本ジオパークとして観光資源となっていると同時に、この岩礁域が国内有数の豊かな漁場を形成し、佐渡島だけで新潟県内漁獲量の約 2 割を占める観光と漁業の島である。

佐渡沖で獲れた水産物は、各地区の漁港（水津漁港、姫津漁港、稲鯨漁港、小木漁港、白瀬漁港、羽吉漁港、赤泊漁港、片辺漁港、相川漁港、和木漁港及び浦川漁港）で水揚げされ、一部は豊洲市場や新潟市の中央卸売市場に直接出荷されるものもあるが、大半は両津漁港にある島内唯一の地方卸売市場で競りにかけられている。佐渡産水産物を島外へ輸送する際には必ず港湾で船に積み込まれており、乗降客数、取扱貨物量ともに島内全体の 9 割を占める両津港と、南佐渡唯一の玄関口である小木港が輸送拠点となっている。

4-2 地域の課題

特定有人国境離島地域であることから、地域全体として、継続的かつ大幅な人口減少の下での地域社会の維持が大きな課題となっている。特に佐渡市は、15 歳以上の就業者に占める漁業就業者の割合が 1.82%（平成 27 年国勢調査）と新潟県平均の 0.15% を大きく上回る地域である。ところが、漁業就業者数は人口減少・少子高齢化等により、1,712 人（平成 20 年漁業センサス）から 1,009 人（平成 30 年漁業センサス）まで 10 年間で 4 割以上減少しており、加えて、60 歳以上の割合が 71.3%（平成 30 年漁業センサス）と高齢化が著しいことから、今後も漁業者の減少傾向は続くものと予想される。このような状況下において漁業活動を維持していくためには、漁業が稼げる産業となるよう転換を図るとともに、次世代の担い手を確保

することが喫緊の課題である。

また、島を訪れる観光客数について、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）前後で48.9万人（令和元年度観光統計）から25.4万人（令和2年度観光統計）とほぼ半減しており、島内経済への深刻な影響が懸念されている。観光客のうち32.1%が旅行中の食事を高く評価しており、再来訪意向との相関も高いことがわかっており（令和2年度佐渡来訪者満足度調査）、観光客数回復のためにも水産物を安定供給できる体制の確立が求められているところである。

水産物の生産拠点である漁港と輸送拠点である港湾の施設においては、建設後年数が経過したことにより、機能面及び安全面の性能低下が表面化している。これらの施設整備を早急に行わなければ、漁業のみならず観光業、ひいては地域全体において、新型コロナ終息後の経済回復が停滞する要因となる。

4-3 計画の目標

本計画は、上記の課題を踏まえ、水産物の生産拠点である水津漁港、姫津漁港、稲鯨漁港、小木漁港、白瀬漁港、羽吉漁港、赤泊漁港、片辺漁港、相川漁港、和木漁港及び浦川漁港と、輸送拠点である両津港及び小木港の13港を一体的に整備することにより、漁業者及び漁船はもとより観光客への安全性を改善するとともに水産物輸送の利便性向上を図ることを目的としている。これらのハード整備と併せて、水産物の高付加価値化や島外への販路拡大、新規就業者への研修支援などのソフト事業を組み合わせることにより、佐渡産水産物の魅力が一層高まり、島の主要産業である観光業及び漁業の競争力を強化し、地域社会の維持につなげる。

- （目標1）佐渡市内の新規養殖魚種の販売額の増加
0千円（令和2年） → 20,000千円（令和8年）
- （目標2）佐渡市内の新規漁業就業希望者の確保（累計）
5人（令和2年） → 14人（令和8年）
- （目標3）島外への水産物移出量の回復
4,346トン（令和2年） → 4,500トン（令和8年）
- （目標4）観光客満足度の向上
93.3%（令和2年度） → 94.0%（令和8年度）

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

現在、両津港では、「みなとオアシス佐渡両津」を構成する代表施設である「あいぼーと佐渡」に隣接し、小型船だまりとして利用されている岸壁の一部を親水緑地へと改良を進めており、これにより移転が必要となる作業船を係留するための岸壁及び泊地の整備を行う。また、佐渡汽船定期航路をはじめ、港内を利用する船舶が頻繁に航行する泊地において埋没傾向が見られており、海底土砂が移動するなどにより航行に支障をきたすことから、所要水深を確保するための浚渫を行う。

小木港（南地区）では、プレジャーボートの係留や観光客のたらい船体験で利用

している南地区小型船だまりの静穏度を確保するため、波除堤整備を行う。

小木港（羽茂地区）では、利便性向上のために、小型船だまり及びプレジャーボート保管施設までのアクセス道路を整備する。

水津漁港では、既存岸壁を耐震強化岸壁へと改良することで、地震発生後においても早期に漁業が再開できるよう備えるとともに、漁船係留の安全性を向上させるため、防波堤の嵩上げを実施する。

姫津漁港では、港内静穏度確保のために、既存防波堤を近年の波浪の激甚化に対応した耐波性能を有する防波堤へと改良するとともに、漁船係留の安全性向上と越波対策のため、波除堤及び臨港道路の改良を行う。

稲鯨漁港では、漁船係留の安全性向上のため、既存物揚場及び既存船揚場における緩衝等機能の改良を行う。

小木漁港では、漁船係留の安全性向上のため、既存物揚場及び岸壁における緩衝等機能の改良を行う。

白瀬漁港では、漁具等保管機能確保のため、損傷を受けた既存漁港施設用地の舗装を行う。

羽吉漁港では、漁船係留の安全性を向上させるために既存船揚場及び既存物揚場を改良する。

赤泊漁港では、漁船係留の安全性を向上させるために既存船揚場及び既存物揚場を改良する。

片辺漁港では、地震発生時に安全に避難行動が取れるよう、津波避難経路となっている臨港道路の法面对策を実施する。

相川漁港では、施設利用者の安全確保のために既存橋梁（高欄）の改良を行う。

和木漁港では、漁船係留の安全性の向上を図るとともに、港内泊地を活用したギンザケ等の養殖の生産性の確保を図るため、既存防波堤の改良を行う。

浦川漁港では、港外からの越波を防ぎ、漁船係留の安全性を向上させるため、既存防波堤の改良を行う。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生港整備推進交付金【A3010】

[施設の種類と事業主体]

- ・港湾施設

新潟県：両津港、小木港

- ・漁港施設

新潟県：水津漁港、姫津漁港、稲鯨漁港、小木漁港、白瀬漁港

佐渡市：羽吉漁港、赤泊漁港、片辺漁港、相川漁港、和木漁港、浦川漁港

[事業期間]

- ・港湾施設 令和4年度～令和8年度

- ・漁港施設 令和4年度～令和8年度

[整備量]

- ・港湾施設 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設
- ・漁港施設 外郭施設、係留施設、輸送施設、漁港施設用地
漁港環境整備施設

[事業費]

- 総事業費 4,128,000 千円
- 港湾施設 1,400,000 千円（うち交付金 817,000 千円）
- 漁港施設 2,728,000 千円（うち交付金 2,005,050 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R2)	R4	R5	R6	R7	R8
指標1 年間漁獲量の維持 漁業者1人あたりの漁獲量	1.1ト	1.1ト	1.2ト	1.3ト	1.4ト	1.5ト
指標2 観光客の消費意欲の向上 観光客1人あたりの旅行消費額	41.4 千円	41.4 千円	41.4 千円	41.4 千円	43.5 千円	45.7 千円
指標3 離島航路の維持 新潟-両津航路のカーフェリー 運航便数	5 往復/日	5 往復/日	5 往復/日	5 往復/日	5 往復/日	5 往復/日

毎年度終了後に新潟県及び佐渡市が必要な聞き取りを行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

港湾施設と漁港施設の整備を一体的に行うことにより、水産物の生産から輸送までを一連で改善することができ、効果的な整備効果の発現に資する。また、施設整備と連携して、水産物の高付加価値化・販路拡大、就業者支援に加え、新たな滞在型観光コンテンツの開発といったソフト事業に取り組むことにより、地域再生の目標達成に寄与するという点で先導的な事業となっている。

港湾施設（両津港、小木港）及び漁港施設（水津漁港、姫津漁港、稲鯨漁港、小木漁港、白瀬漁港）は新潟県国土強靱化地域計画に明記された事業である。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「人と自然が共生する佐渡島の暮らしと産業を支えるみなとづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 離島漁業再生支援事業

内 容 販売・生産の面で不利な条件にある離島漁業を維持・再生するため、国の実施要領及び離島漁業集落活動促進計画に基づき、市の認定を受けた漁業集落が漁業所得の向上と漁業就業者の維持を目標として取り組む活動を支援する。

実施主体 佐渡市

実施期間 平成 17 年度～令和 6 年度

(2) 佐渡市新規漁業就業者支援事業

内 容 漁業就業希望者が必要な技術を習得するため、里親である先輩漁師の元での起業に向けた研修支援や定置網漁業等の団体経営体に就業を目指す方への研修支援を行い、経営能力の高い新規漁業就業者の育成・定着を図る。

実施主体 佐渡市

実施期間 令和 2 年度～令和 6 年度

(3) 輸送コスト低廉化事業

内 容 鮮度が重要となる農水産物の島外出荷及び原材料の入荷にかかる海上輸送コストを低廉化することにより、価格差の減少及び販売力の強化を進め、生産者の所得向上につなげ、経営の安定化を図る。

実施主体 佐渡市

実施期間 平成 29 年度～令和 8 年度

(4) 滞在型観光促進事業

内 容 滞在型観光を促進するため、佐渡の自然・文化・食などを活用した新たな滞在型観光コンテンツの開発を行う。また、佐渡ならではの体験を組み込んだ滞在プランの販売促進を行い、着地型観光の受け入れ体制整備、拡充、観光サービスの質の向上を図る。

実施主体 佐渡市

実施期間 平成 29 年度～令和 8 年度

6 計画期間

令和 4 年度～令和 8 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に新潟県及び佐渡市が必要な聞き取り調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、港湾統計や佐渡市の統計、漁港の港勢調査、聞き取り調査等を用いて、目標の達成に係るデータ集計に基づいて評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	(基準年度)	令和6年度 (中間年度)	令和8年度 (最終目標)
目標1 佐渡市内の新規養殖魚種の販売額の増加	令和2年 0千円	10,000千円	20,000千円
目標2 佐渡市内の新規漁業就業希望者の確保(累計)	令和2年 5人	10人	14人
目標3 島外への水産物移出量の回復	令和2年 4,346トン	4,346トン	4,500トン
目標4 観光客満足度の向上	令和2年度 93.3%	93.3%	94.0%

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
新規養殖魚種販売額の増加	漁業協同組合へのヒアリングにより
新規漁業就業希望者数の確保	市水産業雇用促進センターより
水産物移出量の回復	港湾統計資料より
観光客満足度の向上	佐渡観光交流機構より

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット(新潟県及び佐渡市のホームページ)に掲載することにより公表する。